

有資格者による点検が必要な建物には「○」が付いています。

※ 1 有資格者による点検

A : 延べ面積が 1000 m<sup>2</sup>以上の特定防火対象物

B : 延べ面積が 1000 m<sup>2</sup>以上の非特定防火対象物のうち消防署長等が指定したもの

C : 特定一階段等防火対象物

項	防火対象物の種類	消防設備等の点検						
		※ 1 有資格者による点検			点検期間			
		A	B	C	機器点検	総合点検	点検結果報告期間	
(1)	イ	劇場、映画館、演芸場又は観覧場	○		○	6ヶ月	1年	1年
	□	公会堂又は集会場	○		○			
(2)	イ	キャバレー、カフェ、ナイトクラブの類	○		○			
	□	遊技場又はダンスホール	○		○			
	ハ	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する性風俗関連特殊営業を営む店舗（(一)項イ、(二)項二、(四)項、(五)項イ及び(九)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているものを除く。）その他これに類するものとして総務省令で定めるもの	○		○			
	ニ	カラオケボックス、漫画喫茶、ネットカフェ、テレフォンクラブ、個室ビデオ等	○		○			
(3)	イ	待合、料理店の類	○		○			
	□	飲食店	○		○			
(4)		百貨店、マーケットその他の物品販売を営む店舗又は展示場	○		○			
(5)	イ	旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもの	○		○			
	□	寄宿舍、下宿又は共同住宅		○	○	3年		
(6)	イ	病院、診療所又は助産所	○		○	1年		
	□	要介護者・重症者が入所する社会福祉施設等	○		○			
	ハ	介護を要さない方が入所、又は要介護者が通所する社会福祉施設等	○		○			
	ニ	幼稚園又は特別支援学校	○		○	3年		
(7)		小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、大学、専修学校、各種学校の類		○	○			
(8)		図書館、博物館、美術館の類		○	○			
(9)	イ	公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場の類	○		○	1年		

	<input type="checkbox"/> イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場		○	○		3年	
(10)	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場（旅客の乗降又は待合の用に供する建築物に限る。）		○	○			
(11)	神社、寺院、教会の類		○	○			
(12)	<input type="checkbox"/> 工場又は作業場		○	○			
	<input type="checkbox"/> 映画スタジオ又はテレビスタジオ		○				
(13)	<input type="checkbox"/> 自動車車庫、駐車場		○	○			
	<input type="checkbox"/> 飛行機又は回転翼航空機の格納庫		○	○			
(14)	倉庫		○	○			
(15)	前各項に該当しない事業場(事務所、銀行、裁判所等)		○	○			
(16)	<input type="checkbox"/> 複合用途防火対象物のうち、特定防火対象物の用途に供される部分が存在するもの	○		○			1年
	<input type="checkbox"/> 複合用途防火対象物のうちイに掲げる防火対象物以外のもの		○	○			3年
(16の2)	地下街	○		○			1年
(16の3)	準地下街	○		○			
(17)	文化財保護法の規定により重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律の規定によって重要美術品として認定された建造物		○	○			3年
(18)	延長 50メートル以上のアーケード		○	○			

○特定1階等防火対象物とは、地下階又は3階以上に特定用途部分（面積に関係ありません）があり、かつ屋内階段が1つしかない建物です。

（会談が1つの場合のみ屋外階段や特別避難階段の場合は特定1階等防火対象物には該当しません。）

上記の表は平成24年4月現在の内容です。

上記の表の「○」が付いていない建物については、法律上資格の無い建物の所有者や管理者が行うこともできます。しかし、実際には専門の知識がなければ適切な点検を実施することが難しく、万が一の時に消火設備が機能しないという恐れも出てきます。消防設備の点検は、自ら点検できる建物であっても専門の有資格者に任せた方が良いです。